

## 別紙2

### (仮称) 富士山の恵み産業パーク整備事業に係る運営・維持管理等実施予定者 に関する基本協定書(案)(グループの場合)

御殿場市(以下「市」という。)と(仮称)富士山の恵み産業パークに係る運営・維持管理等実施予定者(以下「運営・維持管理等実施予定者」という。)であるグループ代表者〇〇〇〇、構成事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇は、運営・維持管理等実施予定者が(仮称)富士山の恵み産業パーク整備完了後に施設の運営・維持管理を担う予定であることを確認するとともに、(仮称)富士山の恵み産業パーク整備事業(以下「本事業」という。)の推進に関し、次のとおり、(仮称)富士山の恵み産業パーク整備事業に係る運営・維持管理等実施予定者に関する基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本基本協定は、市及び運営・維持管理等実施予定者が、本事業の推進に向け、連携して取り組むことを目的として定めるものとする。

(市及び運営・維持管理等実施予定者の責務)

第2条 市及び運営・維持管理等実施予定者は、本事業の推進について信義に従い、誠実に連携協力するものとする。

2 市は、運営・維持管理等実施予定者を、事業化検討支援業務の完了後に予定している基本・実施設計支援業務(以下「設計支援業務」という。)の随意契約による受注予定者とすることを想定する。ただし、設計支援業務の発注に当たっては、運営・維持管理等実施予定者の事業化検討支援業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で、市が総合的に契約手法を判断するものとする。

3 市は、運営・維持管理等実施予定者を、設計支援業務の完了後に予定している開業準備業務の随意契約による受注予定者とすることを想定する。ただし、開業準備業務の発注に当たっては、運営・維持管理等実施予定者の設計支援業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で、市が総合的に契約手法を判断するものとする。

4 市は、運営・維持管理等実施予定者を、本事業における施設の運営・維持管理を行う指定管理者の予定者として位置付けるものとする。この場合において、運営・維持管理実施予定者が希望し、かつ、開業準備業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した結果、運営・維持管理実施予定者が指定管理者となることが妥当であると市が認めた場合に、指定管理者としての指定に向けた手続を進めることとする。ただし、指定管

理者の指定は御殿場市議会の議決が必要となることから、本基本協定の締結をもって直ちに指定が確定するものではないことを市及び運営・維持管理実施予定者は確認する。

- 5 市は、運営・維持管理等実施予定者が事業化検討支援業務、設計支援業務及び開業準備業務を行うに当たり、市民及び関係機関等との協議を適切に調整する。
- 6 運営・維持管理等実施予定者は、自らが設計支援業務の受注予定者となることを想定し、事業化検討支援業務期間中又は設計支援業務発注の前年度までに、市と協議を行ってその具体的な業務内容を決定するとともに、適切な業務実施体制の構築を図るものとする。
- 7 運営・維持管理等実施予定者は、自らが開業準備業務の受注予定者となることを想定し、開業準備業務発注の前年度までに、市と協議を行ってその具体的な業務内容を決定するとともに、適切な業務実施体制の構築を図るものとする。
- 8 運営・維持管理等実施予定者は、自らが指定管理者の予定者となることを想定し、指定管理に係る実施予定時期の前年度までに、市と協議を行ってその具体的な業務内容を決定するとともに、適切な業務実施体制の構築を図るものとする。
- 9 運営・維持管理等実施予定者は、事業化検討支援業務の実施にあたり、基本計画の策定業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、基本計画策定事業者（株式会社三菱地所設計）と必要な協議を行うものとする。
- 10 運営・維持管理等実施予定者は、設計支援業務の実施にあたり、基本・実施設計業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、基本・実施設計業務を受注する事業者と必要な協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 本事業の推進に際し、運営・維持管理等実施予定者は、次のとおり役割分担して業務を実施するものとする。

業務名	担当事業者

※提案に応じ適宜修正をするものとします。

（構成の変更等）

第4条 運営・維持管理等実施予定者の代表者は、事業化検討支援業務、設計支援業務及び開業準備業務の受注者としての契約期間並びに指定管理期間を通じ、継続して代表者を務めるものとする。

2 運営・維持管理等実施予定者は、構成事業者の追加、変更を行う場合には、市に申し出てその指示に従い、承認を得るものとする。

(有効期間)

第5条 本基本協定の有効期間は、市と運営・維持管理等実施予定者による本事業完了後の指定管理業務に係る基本協定締結日までとする。ただし、事業化検討支援業務、設計支援業務及び開業準備業務の受注者としての契約の締結および指定管理者としての指定に至らなかった場合は、市が協定締結者（グループの場合は代表法人）に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。

(その他)

第6条 市及び運営・維持管理等実施予定者は、事業化検討支援業務、設計支援業務及び開業準備業務の期間並びに指定管理期間を通じ、国内外の法令を遵守する。

2 本基本協定に定めのない事項、変更を必要とする事項が生じたときは、市及び運営・維持管理等実施予定者は誠実に協議し、これを解決するものとする。この場合において、市又は運営・維持管理実施予定者のいずれかが必要と認めるときは、協議し、解決した内容について書面を取り交わして確認するものとする。

3 市及び運営・維持管理等実施予定者は、本基本協定の合意内容を遵守することができない事由が生じ、その破棄を希望するときは、相手方にその旨を申し出ることができるものとする。

4 前項の規定による申出があったときは、市及び運営・維持管理等実施予定者は誠実に協議し、申出に係る事由がやむを得ないと双方が合意又は次の事項に関する相手方からの申し入れが生じた場合に限り、本基本協定を破棄することができる。この場合において、損害が生じたときにその賠償を相手方に請求し、又は、相手方の不法行為若しくは債務不履行の責任を問うなど、争うことはしないものとする。

(1) 事業採算性が見込めない場合

(2) 事業スケジュールに大幅な変更が生じた場合

(3) 市民や地域住民との協調が困難な場合

5 本基本協定の内容に関し疑義が生じた場合には、市及び運営・維持管理等実施予定者の間で誠実に協議し、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、市、運営・維持管理実施予定者の代表者及び構成事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2026年（令和8年）〇月〇日

御殿場市

静岡県御殿場市萩原 483 番地

御殿場市長 勝 又 正 美

運営・維持管理等実施予定者代表者

（所在地又は住所）

（事業者名）

（代表者職氏名）

構成事業者等

（所在地又は住所）

（事業者名）

（代表者職氏名）